

(趣旨)

**第1条** この規則は、静岡大学浜松キャンパス共同利用機器センター規則第12条の規定に基づき、静岡大学浜松キャンパス共同利用機器センター(以下「センター」という。)の利用に関し、必要な事項を定める。

(利用者の資格)

**第2条** センターを利用することができる者(以下「利用者」という。)は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 静岡大学(以下「本学」という。)の教職員
- (2) 本学の学生
- (3) その他センター長が適当と認めた者

(利用の範囲及び期間)

**第3条** センターは、次の各号に掲げる場合に限り、利用することができる。

- (1) 利用者が自ら機器を利用して測定等を行うとき。
  - (2) 利用者への講習及び技術指導を行うとき。
  - (3) 企業等から試験委託があったとき。
  - (4) 共同研究により機器を利用するとき。
  - (5) その他センター長が適当と認めたとき。
- 2 センターを利用することのできる期間は、利用開始日の属する当該年度内とする。

(利用時間及び休業日)

**第4条** センターの利用時間は午前9時から午後5時までとする。ただし、時間外の利用については別に定める。

2 センターの休業日は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する日
- (3) 年末年始(12月29日より1月3日まで)
- (4) その他センター長が必要と認めた日

3 前2項に規定するもののほか、センター長が必要と認めたときは、利用することができる。

(機器担当者)

**第5条** 機器ごとに機器担当者を置く。

- 2 機器担当者は、教職員のうちからセンター長が選任する。
- 3 機器担当者は、機器の操作、保守、管理、利用者の指導、分析・計測技術の研究開発等に関する業務を行い、必要に応じて機器の管理状況等をセンター長及び副センター長に報告するものとする。

(機器アドバイザー)

**第6条** 必要と認められる機器に機器アドバイザーを置く。

- 2 機器アドバイザーは、教職員のうちからセンター長が任命する。
- 3 機器アドバイザーは、機器の操作及び測定結果の解析について、専門的な立場から機器担当者及び利用者へアドバイス等を行う。

(利用の予約)

**第7条** センターを利用しようとするときは、事前に予約をしなければならない。

- 2 予約は利用日の2週間前から行うことができる。
- 3 予約の変更又は取消しは利用日の前日までに行わなければならない。なお、利用日の当日に変更又は取消しをするときは、原則として利用料金の半額を支払うものとする。

(利用者の責務)

**第8条** 利用者は、センター利用中は安全確保に留意し、機器ごとに定める利用上の注意事項等を遵守しなければならない。なお、利用後は、後片付け及び清掃の後に電源、ガス、戸締まり等の安全確認を行うものとする。

2 利用後に機器等の異常を認めるときは、速やかに機器担当者及び主任センター員に連絡するものとする。

(利用の予約の取消し)

**第9条** センター長は、利用者がこの規則に違反し、又はセンターの運営に重大な支障を生じさせたとき若しくはその恐れがあると認められたときは、その利用の予約を取消し、又はその利用を一定期間停止させることができる。

(損害の弁償)

**第10条** 利用者が故意又は重大な過失により、施設、機器等を損傷又は滅失した場合は、利用者は、その損害を弁償するものとする。ただし、学生の場合は、指導教員が弁償するものとする。

(経費の負担等)

**第11条** 利用者は、センターの利用に係る利用料金について、別に定めるところにより負担しなければならない。ただし、学生の場合は、指導教員が負担するものとする。

(雑則)

**第12条** この規則に定めるもののほか、センターの利用に関し必要な事項は、センター運営委員会の議を経てセンター長が別に定める。

**附 則**

この規則は、平成22年4月1日から施行する。